

第3期戸田市国民健康保険特定健康診査等実施計画 概要版

1 戸田市国民健康保険の現状

- 人口は増加しているが、戸田市国保加入者、特定健診対象者数は減少傾向である。
- 1人当たりの診療費は増加傾向である。総医療費については高血圧症が多いが、件数も多いため1人当たりの医療費は多くはない。入院外では、腎不全は件数に対して総医療費が高く、人工透析等の高額な医療費がかかっている。

2 第2期計画までの評価

(1) 特定健康診査及び特定保健指導実施状況（年度別）

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
特定健康診査 受診率	戸田市	36.1%	35.7%	34.4%	34.0%	35.0%	35.2%	39.7%	42.3%	43.8%
	県内市町村	31.8%	31.7%	32.3%	33.1%	34.5%	35.5%	37.2%	38.6%	38.9%
	目標値	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	65.0%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%
特定保健指導 実施率	戸田市	13.4%	14.0%	10.9%	12.9%	14.7%	13.5%	13.4%	9.3%	16.9%
	県内市町村	9.3%	15.8%	16.0%	18.6%	17.1%	17.6%	16.1%	16.7%	17.9%
	目標値	25.0%	30.0%	35.0%	40.0%	45.0%	20.0%	30.0%	40.0%	50.0%

(2) 特定健康診査

- 受診率は、県内市町村平均より高く推移している。
- 年齢が高くなるにつれて、連続受診の傾向が強まる。逆に、40歳代・50歳代では半数を超える人が過去4年間に1度も受診していない。
- 平成26年度に委託による電話勧奨を開始し、受診率が伸び、一定の効果がある。
- 平成28年度に医療機関より特定健診相当データをもらう診療情報提供事業を開始した。
- 特定健診受診者の高血圧症の服薬者は、男女共にどの年代も高いが、特定健診で血圧の基準値を超えた人の割合は高くないため、内服で既にコントロールされている可能性がある。
- 腹囲・中性脂肪等で基準を超える人は、県より多い。他に、喫煙・朝食欠食・飲酒等の質問項目では県より高い傾向にある。
- 特定健康診査の結果や食生活、運動習慣等の状況を踏まえると、特定健康診査は自身の健康・生活習慣を意識する機会になり、意義がある。

(3) 特定保健指導

- 実施率は、県内市町村平均を下回っており、年齢が上がると高くなる。
- 平成28年度に電話による利用勧奨を開始したことにより、前年度と比べ、40歳代・50歳代の実施率が増加している。
- 特定保健指導対象者出現率は、若い年齢層は2割を超え、年齢が上がると低下する。
- 特定保健指導対象者の肥満・血圧・脂質・血糖に関するリスク保有率は、保健指導を利用した人ではほとんどの項目で減少度が高くなり、特定保健指導は生活習慣病発症リスクの低下に効果があるといえる。

3 第3期戸田市国民健康保険特定健康診査等実施計画

(1) 達成しようとする目標

	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
特定健康診査受診率	45%	50%	50%	55%	55%	60%
特定保健指導実施率	20%	25%	30%	40%	50%	60%

(2) 第2期計画との健診項目等の主な変更点

- ・特定健康診査の詳細な項目である心電図検査と眼底検査は、当該年度の結果に基づき実施。経過措置として、前年度の特定健診の結果に基づき実施可能。
- ・特定保健指導では、2年続けて積極的支援と判定された者（1年目の特定保健指導を終了、かつ状態の改善に基準あり）は、動機付け支援相当として実施可能。
- ・特定保健指導の行動計画から3か月経過後実績評価可（積極的支援は3か月以上の支援終了後）

(3) 実施方法及び対策

【特定健康診査】（保険年金課）

対象者：40歳以上74歳までの戸田市国民健康保険加入者

実施期間：概ね6月から10月まで

実施場所：一般社団法人蕨戸田市医師会加入の実施医療機関等

実施項目：内臓脂肪型肥満に着目した健診項目で実施（基本項目、詳細な項目及び追加項目）

受診率向上対策

- ① 受診勧奨：電話・通知による受診勧奨（継続的な受診、未受診者への受診に結びつく働きかけ等）、早期受診促進、受診促進イベント、人間ドック・診療情報提供事業・職場健診等による特定健診に相当するデータの収集
- ② 健診結果や健康に関する情報提供の充実
- ③ 生活習慣改善への意識づけ

【特定保健指導】（福祉保健センター・保険年金課）

対象者：特定健康診査の結果及び質問票に基づく階層化により、積極的支援や動機付け支援と判定された者、生活習慣の改善が必要と判断され保健指導が必要と認められる者

実施期間：特定健康診査終了後、随時実施（概ね9月から翌年9月まで）

実施内容：個別またはグループ支援による初回面接、継続的な支援、中間評価及び実績評価

受診率向上対策

- ① 利用勧奨：電話・通知による利用勧奨
- ② インセンティブの活用：利用勧奨及び継続支援の強化（新規利用者数の増加、利用者の継続を促す働きかけ）

戸田市役所 保険年金課 国保給付担当
電話 048-441-1800 内線212